

議案第39号

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例  
の一部を改正する条例

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年6月5日提出

加西市長 高橋晴彦

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例  
の一部を改正する条例

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成 27 年加西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正され、新たに「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」に関する定義が追加されたため、所要の改正を行うもの。